

# 障害者総合支援法の対象となる 難病が追加されました

令和3年11月1日から「障がい福祉サービス等<sup>※1</sup>」の対象となる疾病が、361から366へ拡大されました。

対象となる方は、障がい者手帳<sup>※2</sup>をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※1 障がい福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業  
(障がい児の場合は、障がい児通所支援と障がい児入所支援も含む)

※2 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳

## 対象となる方

### ◆対象疾病に該当する方

※令和3年11月1日より新しく追加された疾病

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| ・家族性低βリポタンパク血症1<br>(ホモ接合体) | ・ネフロン癆       |
| ・自己免疫性後天性凝固<br>第X因子欠乏症(※)  | ・脳クレアチン欠乏症候群 |
| ・進行性家族性肝内胆汁うっ滞症            | ・ホモシスチン尿症    |
- ※自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、  
障害者総合支援法の対象疾病  
(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合



## 手続き

- ◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書(診断書など)を  
持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。
- ◆障がい支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。  
(訓練系・就労系サービス等は障がい支援区分の認定を受ける必要はありません)
- ◆詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 制度推進グループ

電話 06-6941-0351 (内線2464、4145)

FAX 06-6942-7215

ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jiritushien/>